

「大津市おくやみガイドブック」官民協働発行事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「大津市おくやみガイドブック」官民協働発行事業に係る協定の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名

「大津市おくやみガイドブック」官民協働発行事業

(2) 事業の目的

親族や身近な人等が死亡した後に必要な各種手続きに関する情報に加え、それらに関連した企業等の広告を掲載した情報誌「大津市おくやみガイドブック」を作成することにより、死亡後の煩雑な手続きをわかりやすく案内し、遺族等の負担を軽減させることを目的とする。「大津市おくやみガイドブック」は、令和4年1月より大津市に死亡届を提出した遺族等に対してすでに配布しており、死亡後に必要な手続きに関する情報を提供する有効な手段として好評を得ている。現在の事業期間が令和8年4月30日に終了するため、令和8年5月1日以降も継続して行うもの。

(3) 事業内容

別紙1『「大津市おくやみガイドブック」官民協働発行事業仕様書』のとおり

(4) 事業期間

協定締結日から令和11年4月30日まで

3. 事業経費

本事業に要する一切の経費は、協働発行事業者が全額負担することとする。ただし、大津市が協働発行事業者に提供する行政情報の収集にかかる費用は、大津市の負担とする。

4. 実施形式 公募型プロポーザル

5. スケジュール

令和7年10月20日（月）	公募開始
令和7年10月27日（月）	質疑受付締切
令和7年10月31日（金）	質疑回答（ホームページ）予定
令和7年11月10日（月）	企画提案書等の提出締切
令和7年11月18日（火）	審査委員会による審査、協働発行事業候補者の決定

6. 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者（協働発行事業者となろうとする者）は、次に掲げる要

件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (i) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ii) (7)又は(i)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずるもの
 - (ｲ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ｴ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ｵ) (ｱ)から(ｴ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 過去に死亡に係る手続きを案内する冊子や、暮らしに役立つ行政情報や地域情報を掲載した冊子等、類似する冊子の官民協働発行事業（市が提供した掲載情報を、事業者のノウハウを活用して冊子をデザインし製作する、官と民が連携して行う事業）の実績を有していること。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問票【様式 5】により、電子メールで提出すること。メール件名に「プロポーザル質問・送信年月日（西暦 8 桁）・会社名」を入力した上で送信し、必ず電話で送信した旨を「1 6. 問合せ先」の担当に伝えること。

(2) 期限

令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）午後 5 時まで（必着）

※質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(3) 提出先

市民部戸籍住民課 電子メールアドレス otsu1115@city.otsu.lg.jp

電話 077-528-2734

(4) 回答方法

大津市ホームページに掲載する。令和7年10月31日（金）掲載予定。

※ジャンル「事業者向け」⇒「入札・契約」⇒「プロポーザル」⇒「質問に対する回答」

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルに参加しようとする事業者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）、大津市広告掲載要綱等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 【様式1】参加申込書

イ 【様式2】誓約書

ウ 【様式3】法人等の概要

エ 【様式4】官民協働発行類似事業実績調書

オ 会社案内（パンフレット等）

カ 企画提案書

キ おくやみガイドブックデザイン案

ク 類似事業冊子見本（提出する場合のみ）

ケ 大津市競争入札参加資格名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類

a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

b 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書の写し

(2) 提出部数

提出書類は、(1) 提出書類のうち、アからキまでに掲げる書類については正本1部、副本11部の計12部を、その他の書類については正本1部を提出すること。

(3) 提出期間及び時間

令和7年10月20日（月）午前9時から令和7年11月10日（月）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、(3)の期間中に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市役所市民部戸籍住民課庶務係

9. 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書記載事項

別紙1『「大津市おくやみガイドブック」官民協働発行事業仕様書』に基づき、別紙2「プロポーザル審査項目・配点一覧」の順番に内容を記載した企画提案書を提出すること。

(2) 審査基準対照表（任意様式）の作成

別紙2「プロポーザル審査項目・配点一覧」に示された審査項目ごとに、企画提案書における記載箇所及び提案内容や提案者の強みなど企画提案書に記載されている事項を簡潔にまとめた対照表を作成し、企画提案書の後ろに添付し提出すること。

(3) 留意事項

ア A4版、長辺綴じでページ番号を入れ、表紙に『「大津市おくやみガイドブック」官民協働発行事業企画提案書』と記載し、余白に会社名等を記入すること。

イ 企画提案書は、専門的な知識がない者でも理解できる表現を使用すること。

ウ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

エ 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

10. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、「大津市おくやみガイドブック」官民協働発行事業プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 審査方法

書類審査

(2) 審査基準

別紙2「プロポーザル審査項目・配点一覧」により審査する。最低基準点は、審査員全員の合計において満点の6割とし、採用の決定は、最も高い点数を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案とする。

11. 審査結果

(1) 通知方法

参加申込書を提出した全ての企画提案者に文書にて通知する。

(2) 通知時期

令和7年11月28日（金）を予定（ホームページに公開）

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した事業者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 大津市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

1 3. 情報公開及び提供

大津市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの協定候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 4. その他

(1) 冊子のデザイン

冊子のデザインについては、プロポーザルに提出されたデザイン案をベースに大津市と協議のうえ、決定することとする。

(2) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て協働発行事業者の負担とする。

やむを得ない理由により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(4) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに別添の辞退届【様式6】により、担当課宛てに提出すること。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(6) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、協定先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、大津市が必要と認める場合には、大津市は、協定先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（７）協働発行事業者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（８）広告内容については、大津市と協議のうえ掲載すること。なお、大津市が広告内容を不適切であると判断した場合、掲載を認めない。

（９）大津市は、協定候補者に決定した協働発行事業者と事業の実施等に関する細目的事項について協議のうえ、協定を締結する。

1 5．配布資料

- （１） 【別紙１】「大津市おくやみガイドブック」官民協働発行事業仕様書
- （２） 【別紙２】プロポーザル審査項目・配点一覧
- （３） 【様式１】参加申込書
- （４） 【様式２】誓約書
- （５） 【様式３】法人等の概要
- （６） 【様式４】官民協働発行類似事業実績調書
- （７） 【様式５】質問票
- （８） 【様式６】辞退届
- （９） 【参考１】大津市広告掲載要綱
- （１０）【参考２】大津市広告掲載基準

1 6．問合せ先

大津市市民部戸籍住民課庶務係 担当：宮前

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号 大津市役所本館1階

電話 077-528-2734

FAX 077-525-6994

電子メールアドレス otsu1115@city.otsu.lg.jp